

奈良県訓令第八号

各部課室

各出先機関

特別の形態によつて勤務する必要がある職員の勤務時間に関する規程（昭和四十八年三月奈良県訓令甲第十一号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表平城京歴史館の項を削る改正規定は、同年七月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

別表地域振興部観光局観光プロモーション課の項中「地域振興部観光局観光プロモーション課」を「地域振興部観光局ならの観光力向上課」に改め、同表奈良県立登美学園の項の次に次のように加える。

健康福祉 部こども ・女性局 女性活躍 推進課	奈良労働会 館に駐在し、 子育て女性 の就労支援 業務に従事 する者	
奈良県女 性センタ ー	女性センタ ーに勤務す る者	
右	同	
日曜日及び職員 ごとに四週に四 回所属長が定め る日	月曜日（その日 が休日である場 合は、その日後 において、その 日に最も近い休 日でない日）及 び職員ごとに四 週に四回所属長 が定める日	

別表健康福祉部こども・女性局女性支援課の項及び奈良県女性センターの項を削り、

同表奈良県立野外活動センターの項中「職員ごとに四週に八回所属長が定める日」を「右同」に改め、同表平城京歴史館の項及び奈良県立五條病院の項を削り、同表前各項のほか、任命権者が、当該機関の公務の運営上の事情により、臨時に必要なやむを得ない限

度で、特別の形態によつて勤務する必要があると認める機関の項中

四週間を超えない範囲に
間当たり三十八
えない範囲内に
定める。

い期間につき一週 時間四十五分を超 おいて、所属長が	職員ごとに四週 に八回所属長が 定める日
----------------------------------	----------------------------

を

右	同	右
---	---	---

同

に改める。